

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長 様

(被申立人) 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇

答 弁 書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第41条の2第2項の規定により、下記のとおり答弁します。

記

| 申立書の箇所 | 答 弁 の 内 容 |
|------------------|---|
| 請求する救済の内容 | 「本件申立てを棄却する。」との命令を求める。 |
| 不当労働行為を構成する具体的事実 | 〇〇について 認める。 |
| | 〇〇について 否認する。 |
| | 〇〇について 〇〇年〇〇月〇〇日欠勤・早退等を理由にAに解雇通告をしたことは認めるが、その余は否認する。即ち、Aは無断欠勤が多く、本年に入ってから〇月〇回、〇月〇回、〇月〇回、〇月〇回に及び、また、〇月以降月平均〇回も早退し、業務に多大の支障をきたしており、就業規則により解雇したもので、組合活動を理由としたものではない。 |
| | 〇〇について 認める。 |
| | |

答弁書の作成要領等

- 答弁書には、申立書の「不当労働行為を構成する具体的事実」に記載された事実の各項目について、認めるか認めないか(認否)を記載し、被申立人の言い分等があれば、それを具体的に記述してください。
- 答弁書の提出期限は、労働委員会規則第41条の2第2項の規定に基づき、申立書の副本が送付された日から原則として10日以内とされています。
- 答弁書が提出されましたら、職員調査を実施します。職員調査では、担当の職員が答弁書の内容等についての確認のほか、今後の審査の進め方等についての説明をします。会社への訪問日については、おって連絡します。